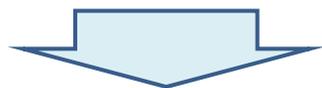


1. 食品リコール テーマに至った背景 ~ 第22回調査会のまとめ ~

■背景

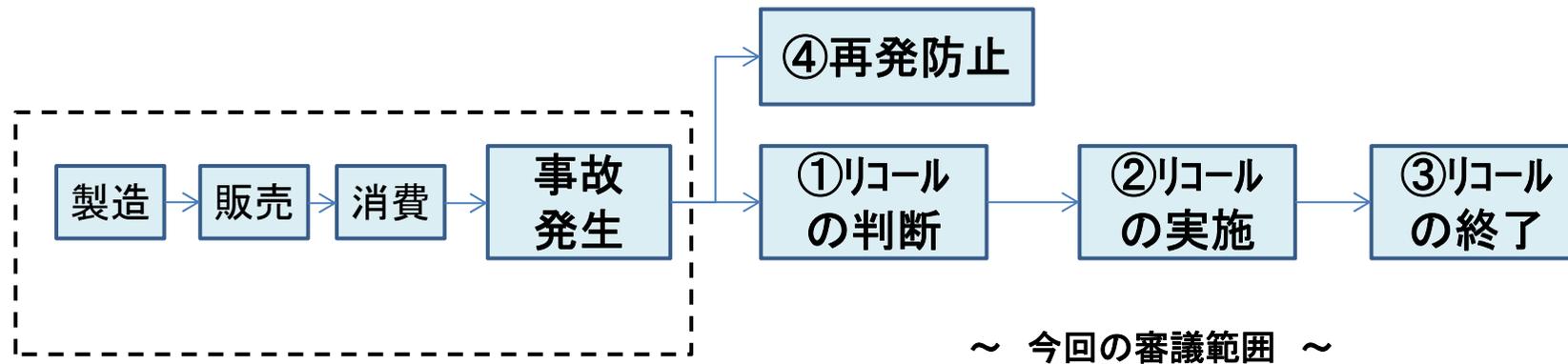
- ・前回(平成25年1月末)の報告書では、「製品以外の食品、自動車、医薬品などの議論がなされていない。」と今後の課題が挙げられていた。
 - ・自動車リコールは、親委員会で建議発出済みでフォローアップしており、一定の制度がある。
 - ・医薬品は、製造・販売業者の認定制度で把握されており、制度化されている。
- ・食品回収に関する法令は、消費者庁、厚労省、農水省と所管があり、また、執行は都道府県である。
- ・食品の自主回収件数は、700~900件/年である。
 - ・アレルギー表示ミスから軽微な印刷ミス等で、自主回収している例や、健康危害が重篤な例まで、幅広い理由で回収されている。
 - ・



食品リコールの現状を把握し、課題を整理していく。

2. 食品リコールの流れとヒアリング項目

■食品リコールの流れ



■ヒアリング項目

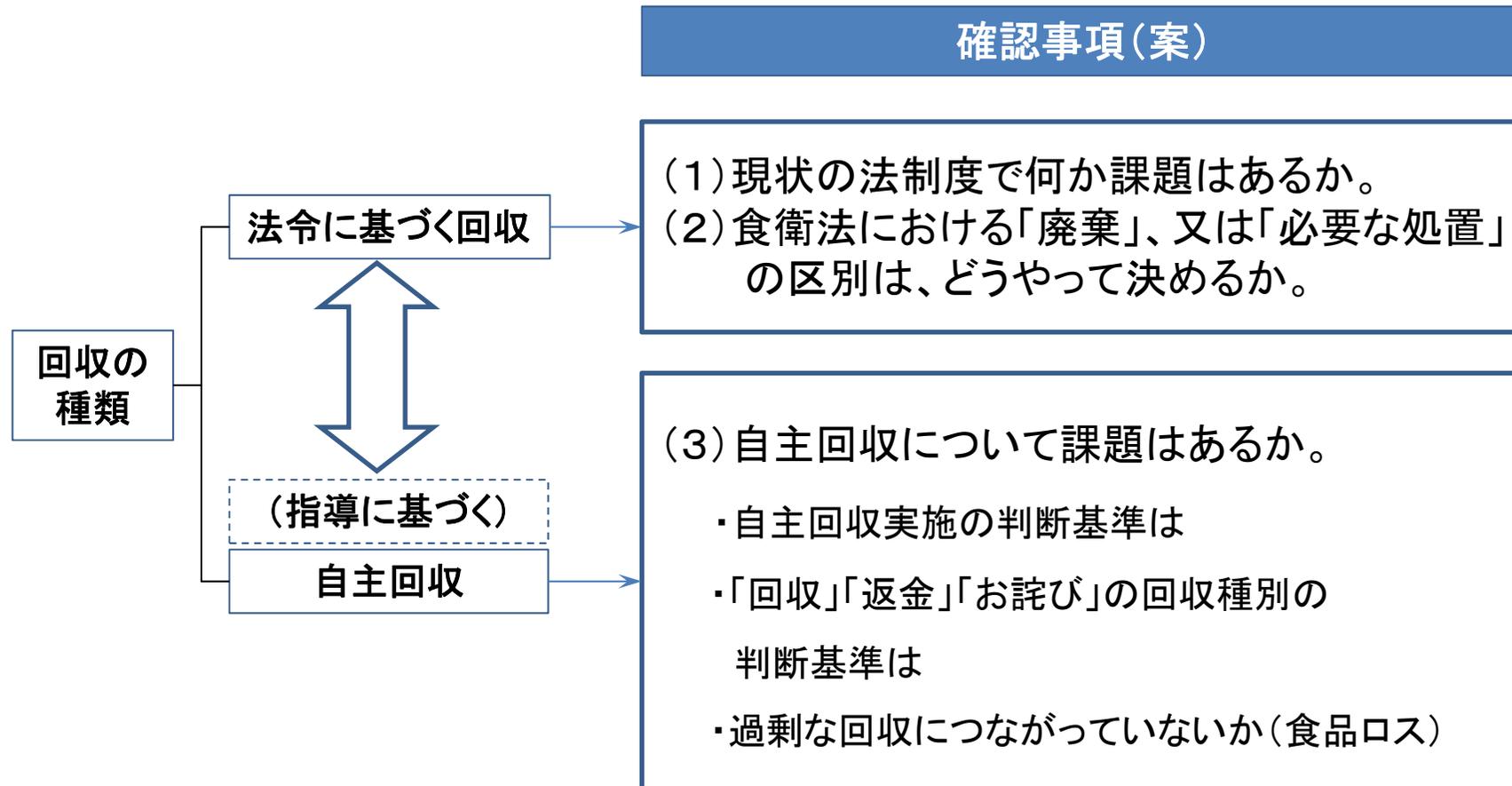
- (1) 食品リコールは、どういう基準・判断で行われているか。
- (2) 食品の特性に応じた製造事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- (3) 食品の特性に応じた流通事業者の食品リコールへの取組みと、その課題。
- (4) 食品の特性に応じた消費者への情報周知は、どうあるべきか。

■ヒアリング対象(案)

- ・行政： 国(消費者庁、厚労省)、地方自治体(東京都、群馬県)
- ・事業者： 製造事業者、流通事業者
- ・消費者： 消費者団体

3. 確認事項(案)

■「①リコールの判断」



3. 確認事項(案)

■「②リコールの実施」



確認事項(案)

- (1) 回収範囲はどのような考えで決めるか。
- (2) 事業者・流通事業者などの協力体制はどうか
- (3) 消費者への情報周知はどうなっているか。
- (4) 広報のあり方はどうあるべきか。
 - ・社告やHP掲載、行政への報告で良いか。

■「③リコールの終了」「④再発防止」

確認事項(案)

- (1) 回収率の考え方はどうなっているか。
- (2) 再発防止に向けた取り組みはどうなっているか？